

決議

街路は、都市の骨格として円滑な都市活動と安全・快適な生活を支えるとともに、賑わいと活力の創出により、社会全体に豊かさもたらす重要な社会基盤である。このような街路事業の更なる推進に向けて、次の事項を強く要望する。

- 一、連続立体交差事業などの踏切対策や、安全・安心な歩行空間の確保に向けた交通安全対策、低コスト手法を活用した無電柱化事業等を継続的に支援すること
- 一、環状道路などの幹線道路ネットワーク整備や渋滞対策等において、真に必要な街路整備を重点的に支援すること
- 一、コンパクト・プラス・ネットワークの実現を図るため、地域の魅力を創出し、公共交通網の再編を促す街路整備を集中的に支援すること
- 一、事業中及び計画中含めた重要物流道路の早期指定と、関連する街路整備を重点的に支援すること
- 一、国土強靱化のための三か年緊急対策の最終年度である令和二年度予算を確実に確保するとともに、翌年度以降も継続的に推進を図るため、新たな支援制度の検討を行うなど、必要な財政措置を行うこと
- 一、都市内ネットワークの構築や良好な都市空間の確保など国土強靱化に資する社会資本整備予算を確保すること
- 一、街の価値と生活の質を高める街路整備が計画的かつ着実に実施できるように、新たな財源を創設するとともに、令和二年度道路関係予算は所要額を確保すること

令和元年六月十三日

全国街路事業促進協議会